

セクシュアル
マイノリティ
電話
相談会



相談料
無料

秘密
厳守

匿名
相談可能

6/3(日) 10:00~16:00

 0120-309-349

パートナーシップ
契約について

遺言について

成年後見
について

借金整理

労働問題

相続問題

生活保護 他

主催 全国青年司法書士協議会

『セクシュアル・マイノリティ電話相談会』

全国青年司法書士協議会
会長 石川 亮

【開催趣旨】

セクシュアル・マイノリティ（LGBT）の当事者は、統計にもよりますが、3～5%程度の割合で存在すると言われていています。20人～33人に1人の割合で存在することになります。これだけの割合で存在するものの、未だに、法や社会はセクシュアル・マイノリティが存在することは十分には考慮にいたった設計にはなっていません。その結果、セクシュアル・マイノリティ当事者は生きていく上で困難に直面せざるを得ません。LGBT法連合会が作成した「LGBTの困難の事例リスト第2版」では性的指向や性自認等によって直面する学校でのいじめや雇用差別、社会的孤立などの困難事例が、264事例、報告されています。その結果、政府発行の「自殺総合対策大綱」においても、自殺念慮の割合が高いことが指摘されています。

セクシュアル・マイノリティの直面する困難として、司法アクセスが十分ではないという問題も指摘されており、弁護士や司法書士、行政書士などによるLGBT支援法律家ネットワークが結成され、この問題の解決に向け、行動がなされてきました。さらに、弁護士会や司法書士会においても取り組みが始まっています。日本司法書士会連合会が東京レインボープライド2018において開催したセクシュアル・マイノリティ相談会(5月5日、6日、東京代々木公園)では、相談票ベースで63件、面談相談を行ったものを含めると100件超の相談が寄せられました。

当協議会もセクシュアル・マイノリティ当事者支援のため、研修の実施、理解の促進等、法律相談体制の構築に努めてまいりました。その一環として、今回、「セクシュアル・マイノリティ電話相談会」の開催を企画いたしました。今回の「セクシュアル・マイノリティ電話相談会」を通じ、セクシュアル・マイノリティ当事者の支援を行うとともに、セクシュアル・マイノリティの権利擁護のために、声を挙げ続けていきます。また、現場から声を拾い上げ、国や行政、社会に届けていきたいと考えています。

開催概要

＜実施日時＞ 平成30年6月3日（日）
午前10時～午後4時

＜電話番号＞ 0120—309—349
（通話料無料・全国共通）

＜相談方法＞ 当協議会所属の司法書士が、フリーダイヤルにて全国より電話相談を承ります。